

編集人：ぶくぶくの会 〒564-0025 吹田市南高浜町1-17-2A (総務)
TEL 06-6317-5598、FAX 06-6317-0936 Mail: so-mu@puku-2.com URL: www.puku-2.com
代表：馬垣安芳 編集長：上田かおり 1部200円
年間購読料：個人会員2000円 広報会員(3部)5000円
法人会員1口(5部)10000円 賛助会員(1部)10000円
振替口座00940-0-161341
「まねき猫通信」

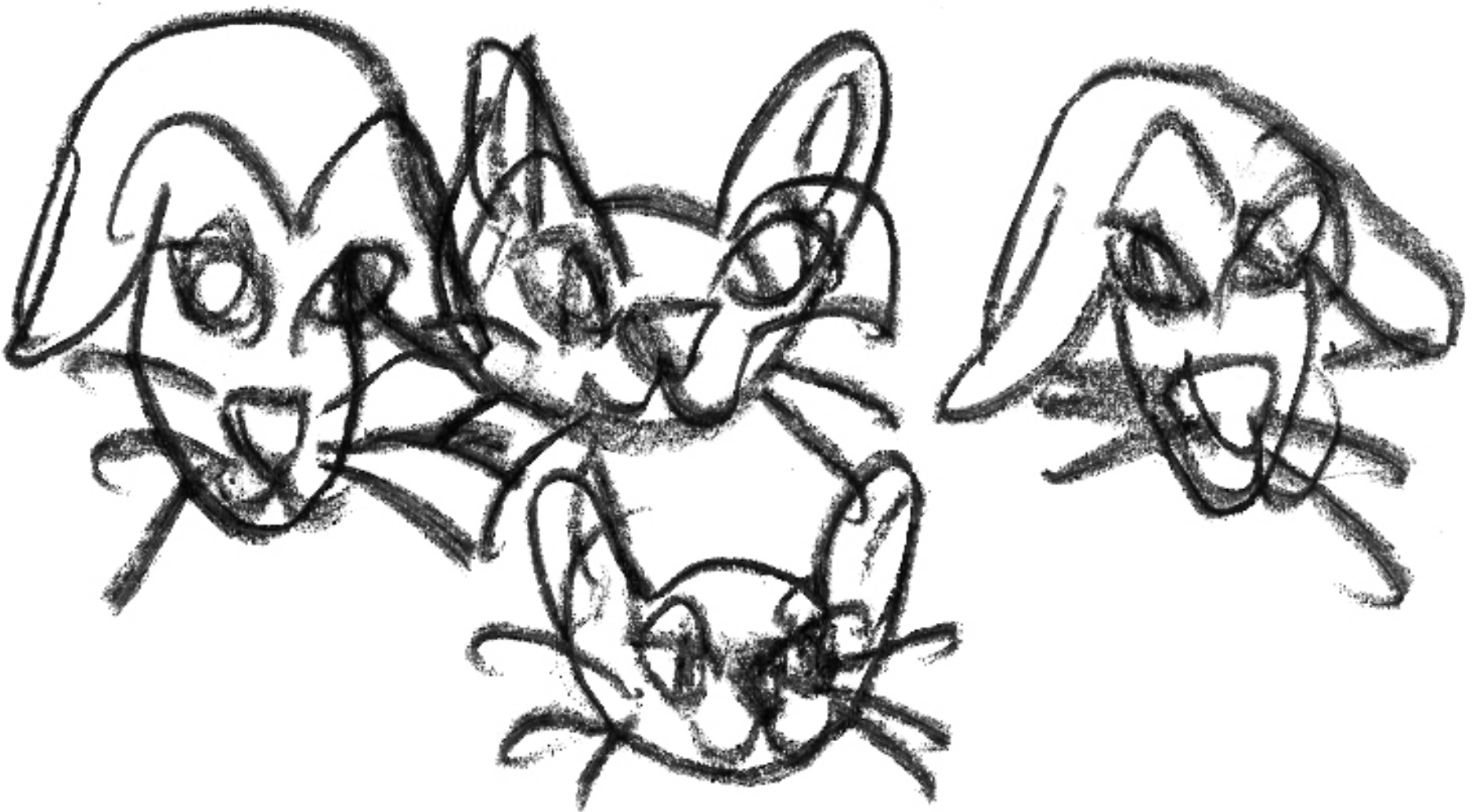


題字：
塩澤 文男
(しおざわ・ふみお)

もくじ

とくしゅう とも そだ きょういく さべつかいしょうほう
特集：共に育つ教育と差別解消法-2
りれーえっせい わたし ある 私の歩いてきた道③-辻本伊公子-4
しんぶん つく かた に じゅうきじゆんこくさいほうどう いしづかなおと
新聞の作り方-二重基準の国際報道-石塚直人5
しおた すいたし ふくじやくもと しよめい きょうりやく
塩田さんの吹田市への復職を求める署名にご協力-7

一九八四年八月二〇日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行



いぬもねこもおともだち

絵： 姫

トリの眼・ムシの目・ニャンコの目

茨城県の教育委員・長谷川智恵子(71、東京・銀座「日動画廊」副社長)が11月18日の会議で「妊娠初期にもつと「障害の有無が」わかるようにできないのか。「教職員も」すごい人数に従事しており、大変な予算だろうと思う」「意識改革しないと。技術で「障害の有無が」わかれば一番いい。生まれてきてからじゃ本当に大変」「茨城県では減らしていける方向になったらしい」などと発言した。会議後も、出生前診断の是非などに関して「命の大切さと社会の中のバランス。一概に言えない。世話する家族が大変なので、障害のある子どもの出産を防げるものなら防いだ方がいい」と話した▲かつて、横塚晃一は「働かざる者人に非ず」という価値観によって、障害者は本来あってはならない存在とされ、日夜抑圧されている(『母よ、殺すな』より)と正鶴を射ただが、この価値観をナチス・ドイツは社会的に制度化した。「生きる価値のない存在」は抹殺の対象となり、ユダヤ人、シンティ・ロマ、性的少数者、障がい者、等々「劣等人種」(あるいは「反社会分子」という烙印を押されて)は虐殺された。その結果、ヨーロッパで暮らしていた全ユダヤ人の68%が殺された▲長谷川を断じて許すことはできない。絶対に、許すな！ (ハギ)



みんなといっしょに高校へ！

「ともに学びともに育つ教育」 のための合理的配慮を！



来年4月から障がい者差別解消法が施行されますが、大阪府では、地域の学校でいっしょに育ちあう「ともに学び、ともに育つ教育」が取り組まれてきました。ところが中学校を卒業した生徒が、地域の友達と同じように高校に進学しようとする、「選抜試験」という大きな壁があります。大阪には、自立支援コースや共生推進教室を設置した高校が19校ありますが、競争倍率が高く、インクルーシブ教育が保障されているとは言い難い状況があります。

そんななか、障がい特性に対応した様々な合理的配慮を行って入学試験を突破し、高校生活を送る生徒やその保護者の経験を共有し、課題を探る学習会が行われました(①)「第3回 子育て・教育講演会」11月7日・豊中市立福祉会館、②「北摂『障害』のある子どもの高校進学を考える学習会」11月14日・茨木市立障害福祉センター。この中で報告された経験談を紹介し、インクルーシブ教育における合理的配慮の実際と課題を考えます。(編集部)

子どもたちの力は凄い！
その力を信じてあげたい

澤田健太さんは、22才。四天王寺大学・科目等履修生の4回生です。母親の美枝さんが、次のように報告されました。

健太は、低体重児(592g)として生まれ、しゃべれない、書けない、点の取れない



澤田健太君(前列右)と友人たち

の学校に通っていません。小学校は地域の原学級保障の学校に通っていましたが、ひとりで過ごすことは、ひとりで過ごすことが、ひとり一人個性は違うけれど、同じクラスの一人であることを位置づけます。低学年の頃はいつも先生が横について授業を受けていました。身体も小さ

さなな、障がい特性に対応した様々な合理的配慮を行って入学試験を突破し、高校生活を送る生徒やその保護者の経験を共有し、課題を探る学習会が行われました(①)「第3回 子育て・教育講演会」11月7日・豊中市立福祉会館、②「北摂『障害』のある子どもの高校進学を考える学習会」11月14日・茨木市立障害福祉センター。この中で報告された経験談を紹介し、インクルーシブ教育における合理的配慮の実際と課題を考えます。(編集部)

高校生活

とほもちろん知っています。それでも同じように受験すると思わなかった。また驚かされました。桜宮高校の自立支援コースを受験しましたが、中学校のクラスのみんなが作ってくれた写真入り寄せ書きを試験官の先生にアピールし、みごと合格しました。

が、多くの仲間と良い先生方が出会えました。高校3年生の卒業遠足はUSJだったのですが、健太は着ぐるみが苦手、暗い場所や大きな音が怖いと、課題だらけでした。これは慣れるしかない年間パスを買って何度も通いました。が、克服できませんでした。遠足当日には、不安な気持ちで健太を送り出したのですが、一緒に帰ってきた先生が「みんなと一緒に全部回りましたよ！」と満面の笑みで伝えてくれたのです。友達の力って凄いなあと改めて感動しました。18才になっても友達の力で成長するのです。そんな健太を見て、大学にも行きたいと思つているに違いないという思いが強くなりました。

自立支援コースの制度で入学した健太は初めて、分けられる経験をしました。クラスに在籍し、ほとんど授業も一緒にです。でも、1年生で週に2時間、2・3年生では週4時間、「自立活動」という自立支援生だけの授業が行われます。それはとても手厚く良いようにも思えるのですが、違和感を感じました。そんな制度にしばらくたつところがあった桜宮高校でした

高校の先生方も本気で応援し動いてくださり、今は、科目等履修生として、大学生活を満喫しています。

必要なところに必要なケアがあれば
インクルーシブ教育はできる！

新居優太郎さんは、16才、高校1年です。自発呼吸はあるのですが、人工呼吸器を使って生活しています。手足はほ

ほとんど動かず、移動はストレッチャータイプの車いすです。痰の吸引や経管栄養の注入などの医療的ケアも必要なので、小学校は支援学校に入学しました。母親の真理さんは、支援学校と地域の中学校の経験を語りました。

支援学校に行けば専門スタッフが、大勢いて、重度障がい児でも専門的教育を受けられると期待して入りましたが、医療的ケアは親がしなければならず、

通学バスにも乗れませんでした。年々抵抗力もつき、学習意欲も芽生え、優太郎が学校生活に物足りなさを覚えたり、親の付き添いを当然視する学校への疑問も増えました。そんな折、「人工呼吸器を付けた子の親の会『バクバクの会』」と出会い、地域の学校という選択肢があることを知り、悩んだ末、地域の中学校に進学しました。

中学校入学当初は、学校側の過剰なまでの心配や配慮があつて、クラスで授業を受けられ

れない日もありました。しかし、先生たちも慣れて優太郎のことがわかってくると、徐々に変化し始めました。2年生の2学期からは親の付き添いも軽減され、3年生になると通学以外は付き添わなくてもよくなりました。



▶新居優太郎君(手前)と両親

学校行事にも全て参加し、クラスの生徒に車いすを押し回してもらったり、挨拶してくれたり、どうやったらみんなと一緒に行事に参加できるかなども生徒たちで話し合つて考えてくれることもありました。

分ける必要なし

長野県白馬への修学旅行では、長時間移動も含めたいへんでしたが、かけがえのない楽しい経験をしました。クラスのみならず、アトラ

クションを楽しみ食事を共にして、距離が近くなりました。重度の障がいがあつても工夫すれば同じように見たり感じたり体験できるのだと思います。高校は支援学校がないので、教室と一緒に授業を受け、給食時間には胃ろうから飲み物を注入し、痰の吸引もして

ですが、皆普通に接してくれています。中学校の時に市教委や校長と何度も話し合い、訴えが聞いてもらえず悔しい思いをしたり、要望してもなかなか実現

しなかったことが、今は何の苦労もなく、当たり前のように受け入れられています。「障がいのある子は支援学校に属していないと介助を付けない」と、「手厚く」別室でケアしてもらつていたのは何だったんだろうと、改めて感じます。必ずしも分ける必要はなく、必要なところに必要なケアができれば分けずとも何の問題もないと思います。むしろ分けることで、問題が生まれてくるのだと思います。

差別解消法施行と合理的配慮

個別支援はインクルーシブを目的に

差別解消法が、2016年4月から施行されます。この法律は、障がいを理由とした差別を①「不当な差別的取り扱い」と②「合理的配慮の不提供」として禁止しています。新たな概念として導入された「合理的配慮の提供」は、行政機関に対しては法律で義務づけられ、全ての公立の小中高大学などの学校は、公的

な組織として含まれます。基礎的な環境整備はもちろんのこと、障がいのある子どもが学校教育を受けるうえで困難となることのあるなら、適切な支援を考へて、必要な場面で提供していくのが合理的配慮です。

例えば、授業に関しては、①手話・要約筆記など、障がいの特性に応じた情報伝達手段を

用いること、②障がい特性に対応した「わかりやすい授業の工夫」、③点字・拡大・ルビ付き教材などを用いること、④段差の解消など物理的環境の提供、⑤介助などを含む必要な人員の配置などがあげられます。また、入学試験・定期試験に際しても、①時間延長、②ルビ付き試験問題、③代筆者・介助者の配置などが合理的配慮となります。現在、特別支援教育では、その子の学力や能力を伸ばすために個別のニーズに対応することに重点が置かれているようですが、このために「分離」と

いう差別を生むことがあつてはなりません。クラスや学校の中に障壁は、クラスや学校のなかで除去されなければなりません。個別支援は、完全なインクルーシブを目的としなければならぬとされています。(権利条約24条2項)

学校を変える

合理的配慮は、あくまで教育委員会や学校の側が、その子に合わせて学校の施設やクラス運営を調整変更して教育を実現するための配慮です。障がいによって分ける環境に置くのではなく、それぞれが必要な支援を受けて、

みんなで共生する社会をめざそうとしているのです。さらに合理的配慮は、本人もしくは保護者からの要請に基づき、どのような配慮が必要かについて、合意したうえで提供されなければなりません。特に、学校教育においては、当事者の納得を前提に、クラスの他のなまの理解が不可欠になることがあります。このためには、学校や教職員らの責任で働きかけ、決定にクラスの仲間を参加させ、理解を深める工夫も必要です。特別支援学校から定時制高校に入り直した井村千帆子さんの母親

「安定・安心はある」としたうえで、①卒業後の進路選択がとも狭い。障がい福祉の場をすすめられるが、福祉従事者の不足もあつて、卒業後に行く施設が足りない、②学校に在る間は、家と学校との行き来でいいけど、卒業後には、どうやって地域の人との関係を作っていくのか?、③高校卒業以降の人生の方が長いので、特別支援で何が出来るようになったとしても、何らかの介助や支援は必要、本人も周りの人もそういう経験を積んでもらうことが、互いの理解をすすめていくためにも大事ではないか、などの課題を指摘しました。